

第三期中期目標	第三期中期計画（案）	評価委員からの意見・質問	【参考】第二期中期計画
<p>前文</p> <p>県立総合医療センターは、平成24年4月の地方独立行政法人化以降も、北勢医療圏の中核的な病院として、がん医療をはじめとする高度医療や周産期医療について、医療提供体制を充実させるとともに、<u>総合内科や小児外科など各種診療科の新設や最新医療機器の導入などを通じて、付加価値の高い医療サービスの提供に尽力してきた。</u></p> <p>また、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、基幹災害拠点病院、第二種感染症指定医療機関、<u>地域医療支援病院などの機能を有しながら、本県の政策医療の拠点として重要な役割を担ってきた。</u></p> <p>一方、医療を取り巻く環境は変わりつつあり、超高齢化社会を見据え、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、病床の機能分化・連携、<u>地域包括ケアシステムの推進・深化を図る必要があるほか、新型コロナウイルス感染症が、一般の医療連携体制にも大きな影響を与えたことをふまえ、新たな感染症等が発生した場合に対するさらなる備えが求められる。</u></p> <p>さらには、<u>開院から25年以上経過していることから、施設の長寿命化に向けた取組の推進や、南海トラフ地震などの大規模災害への備えの観点から、適切な施設管理が求められる。</u></p> <p>このため、<u>第三期中期目標においては、これら環境の変化に伴う課題に対応すべく、県が定める地域医療構想を含む三重県医療計画との整合を図りながら、地域の医療機関等との連携を強化し、がん・脳卒中・急性心筋梗塞などの高度医療や、周産期医療などについて、さらに県民に良質で安全・安心な医療を提供するとともに、新たな感染症や大規模災害の発生時においても、医療提供体制が堅持されることを期待する。</u></p> <p>また、引き続き、<u>県民や他の医療機関から信頼される病院として、コンプライアンスを徹底しながら、地方独立行政法人制度や公立病院改革ガイドライン等を十分活用して、柔軟かつ効率的な病院運営を行うとともに、働き方改革に応じた勤務環境の向上や一般社団法人日本専門医機構が認定を行う専門医制度に基づいた人材育成機能の充実等を図り、本県におけるさらなる地域医療の質向上に貢献することを求め、ここに地方独立行政法人総合医療センターに示す</u></p>	<p>前文</p> <p>地方独立行政法人三重県立総合医療センターは、<u>第三期中期目標に定められた政策医療等を第二期中期計画に引き続き実施し、地域医療構想を含む三重県医療計画との整合性を図りながら、医療の質の一層の向上に取り組むものとする。</u></p> <p>また、<u>高度急性期、急性期病棟の体制を維持し、紹介患者及び救急患者の受入れの増加に努めるなど経営基盤の強化を図るとともに、働き方改革に応じた勤務環境の向上やコンプライアンスの徹底を図りながら医療人材の育成に努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、施設の長寿命化に取り組むなど適切な施設管理に努め、新たな感染症や大規模災害の発生時においても医療提供体制を堅持できるよう取り組むものとする。</u></p> <p>このため、<u>第三期中期計画を策定し、着実に計画を実施する。</u></p>		<p>前文</p> <p>地方独立行政法人三重県立総合医療センターは、<u>第二期中期目標に定められた政策医療等を第一期中期計画に引き続き実施するとともに、地域医療構想に基づく病院・病床機能の分化・連携を進めながら、医療の質の一層の向上に取り組むものとする。</u></p> <p>また、<u>高度急性期、急性期病棟の体制の維持を念頭に、紹介患者及び救急患者の受入れの増加に努めるなど、経営基盤の強化を図るとともに、勤務環境の向上や医療人材の育成に努めていく。</u></p> <p>このため、<u>第二期中期計画を策定し、着実な業務運営を行うものとする。</u></p>

<p>基本的な方針である第三期中期目標を定める。</p> <p>第1 中期目標の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療の提供 医療環境の変化や多様化する医療ニーズ等に対応して、県民に良質な医療を提供できるよう体制の充実を図り、県民から高い評価を受けられる病院をめざすこと。</p> <p>(1) 診療機能の充実 北勢医療圏の中核的な病院としての役割を着実に果たすとともに、以下に掲げる機能の充実について重点的に取り組むこと。</p> <p>ア 高度医療の提供 がん、脳卒中、急性心筋梗塞に対する高度医療や先進的な医療部門において、医療人材や高度医療機器といった法人が有する人的・物的資源を効果的に運用して、県内最高水準の医療を提供すること。 がん診療については、がんの標準的・集学的治療を行う拠点となる医療機関として医療の質の向上に引き続き努めること。 <u>また、県の循環器病対策推進計画に基づく施策の推進に積極的に取り組むこと。</u></p>	<p>第1 中期計画の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 医療の提供 三重県の医療政策として求められる高度医療、救急医療等を提供するとともに、医療環境の変化や県民の多様化する医療ニーズに応えるため、病院が有する医療資源を効果的・効率的に運用し、<u>県内の医療機関等と連携して質の高い医療を提供する。</u></p> <p>(1) 診療機能の充実 北勢医療圏の中核的な病院としての役割を着実に果たすため、高度かつ先進的な医療機能の充実に取り組む。</p> <p>ア 高度医療の提供 (ア) がん 県がん診療連携拠点病院として、<u>がん患者の病態に応じた適切な医療を提供できるよう院内のがん診療評価委員会（がん診療評価委員会（がん診療評価委員会（がん診療評価委員会）を積極的に活用し、手術、化学療法及び放射線治療を効果的に組み合わせた集学的治療及び標準的治療を行うとともに、緩和ケアチームによる緩和医療を提供する。</u> 特に、肺がん、消化器がん、婦人科がん、乳がん、泌尿器がん等の治療体制をより一層充実させ、<u>鏡視下手術等の低侵襲性治療の推進や放射線治療の強化等を図る。</u> 併せて、早期に地域がん診療連携拠点病院の再指定を受けられるよう、<u>質の高い集学的治療を提供し、新入院患者の受入に努める。</u> また、<u>多様化する患者ニーズに対応するため、がんリハビリテーション等、多職種で構成する治療チームの活動強化に努め、地域の医療機関や県がん診療連携拠点病院である三重大学医学部附属病院をはじめとした他の医療機関と連携し、急性期医療から在宅医療まで切れ目のないがん治療の提供を目指す。</u></p>	<p>(1)医療提供における数値目標に関しては、新型コロナウイルス感染症の動向が確実に予測できないために、設定が難しいのではと感じますし、病院としても、計画策定には苦心されたのではと思います。第三期中期目標期間中において、目指すべき病院のあり方を念頭に置いて、数値目標を含めて、計画を策定していただければと思います。</p> <p>(2)「県内の医療機関等」とされている趣旨は、まずは県内の医療機関との連携を図りつつ、場合によっては県外の医療機関とも連携を図る、という考え方でよろしいでしょうか？</p> <p>(3)高度医療の提供であれば、「標準的治療を行う」は矛盾しているように思われるかもしれませんが、どのような提供する医療が明確でなくなり、分かりにくいように思います。</p> <p>(4)集学的治療という言葉が続いています。あとの方は単純に治療だけではいかがですか。</p> <p>(5)県立総合医療センターが緩和医療を専門的に継続して行うような印象を受けます。おそらく緩和医療は周辺の医療機関が中心的役割を果たすと思いますので、もう少し柔らかい表現で「緩和医療にも対応する。」ではいかがでしょうか。</p> <p>(6)地域がん診療連携拠点病院の指定に必要とされる診療実績を、設定された目標数は満たしているのでしょうか。</p>	<p>第1 中期計画の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 医療の提供 三重県の医療政策として求められる高度医療、救急医療等を提供するとともに、医療環境の変化や県民の多様化する医療ニーズに応えるため、病院が有する医療資源を効果的・効率的に活用し、質の高い医療を提供する。 なお、地域医療構想をふまえて、地域の将来のあるべき医療提供体制に資するため、病院・病床機能等の見直しを図る。</p> <p>(1) 診療機能の充実 北勢保健医療圏の中核的な病院としての役割を着実に果たすため、高度かつ先進的な医療の提供などの機能の充実に取り組む。</p> <p>ア 高度医療の提供 (ア) がん 県がん診療連携拠点病院として、院内のがん診療評価委員会（がん診療評価委員会（がん診療評価委員会（がん診療評価委員会）を中心として、手術、化学療法及び放射線治療を効果的に組み合わせた集学的治療並びに緩和ケアチームによる緩和医療を提供する。 特に、肺がん、消化器がん、婦人科がん、乳がん、泌尿器がん等の治療体制の一層の充実を図るとともに、鏡視下手術等の低侵襲性治療を推進する。 併せて、中期計画期間中の早期に地域がん診療連携拠点病院の再指定を受けられるよう新入院患者の受入れ等に努める。 また、がんリハビリテーション等、多職種で構成する治療チームの活動強化に努め、地域医療機関と連携し、切れ目のないがん治療の提供を目指す。 さらに、県がん診療連携拠点病院である三重大学医学部附属病院をはじめとした他の医療機関と連携し、診療内容等について把握・評価するためのPDCAサイクルを構築するとともに、全国がん登録等の新たな制度に対応する。</p>
---	---	---	--

指標	R2 年度実績	目標（R8 年度）
がん手術件数（件）	610	630
化学療法実患者数（人）	571	580
放射線治療件数（件）	3,234	(各年度) 4,200
新入院がん患者数（人）	1,913	2,160

(イ) 脳卒中・急性心筋梗塞 等
 脳卒中・急性心筋梗塞に対応するため、内科系と外科系の診療科の連携により、高度かつ専門的な診療技術及び医療機器を用いた医療サービスを提供する。
 脳卒中患者に対する診療については、特に**緊急性の高い**脳梗塞患者には t-PA（血栓溶解薬）の急性期静脈内投与やカテーテルを使用した血栓回収療法等を要する治療を積極的に行うとともに、**多職種**が参加する「脳卒中ユニットカンファレンス」（脳神経内科と脳神経外科の連携による症例検討会）を活用し、診療の高度化を図る。
 また、**地域の医療機関との病診連携の強化を図り、切れ目のないリハビリテーションの提供に努める。**
 さらに、脳血管救急疾患に対し迅速な診断、治療を行うほか、頭部外傷、脳腫瘍や頸椎・腰椎変形疾患への治療も幅広く対応する。
 急性心筋梗塞患者に対する診療については、緊急カテーテル治療に積極的に取り組むとともに、カテーテル治療の**困難事例**に対しては、迅速にバイパス手術を実施する体制を整える。

(7) 県立総合医療センターが在宅医療まで行っているかのような感じを受けます。「～他の医療機関と緊密な連絡を取り、急性期医療から在宅医療まで切れ目のないがん治療を提供する連携を構築します。」というのはいかがでしょうか。

(8) **急性期医療から在宅医療まで切れ目のないがん治療の提供を目指す**→質問です。ご教示をお願いします。上記赤字の部分で、総合医療センターは、超急性期・急性期医療を担う病院の機能があり、在宅医療への連携は地域包括ケア推進に於いても重要と思われます。在宅医療までがん治療の提供を目指すという事は、切れ目ないように連携を充実させるという事でしょうか？患者は入院治療が終わればかかりつけ医へという流れで、逆紹介となりますが、外来に於いても高度医療が必要な場合のみ外来（在宅医療）？治療を行うという事はあると思います。がん治療に於いて地域医療水準を高めるための医療機関として入院医療だけでなく在宅医療のがん治療についても高水準となるようその役割を担うという事でしょうか？

(9) 高齢化の増加に伴い、患者数は中期的に増加が見込まれると推測されます。H27 年実績から R2 年実績の毎年の増加傾向からすると、化学療法の患者数の目標値が他と比べて低いように感じますが、よろしいでしょうか？

(10) 「緊急性の高い」の追記は、対象者を絞る目的でしょうか、治療すべき対象はそもそも緊急性が高いという実態に合わせて追記しただけでしょうか。（もし前者であれば、目標値を下げないで大丈夫か）

(11) 多職種とありますが、脳神経内科と脳神経外科しか名前が上がっていません。看護職や理学療法士も関与していると思いますが、いかがでしょうか。

(12) 「地域の医療機関との病診連携の強化を図り、切れ目のないリハビリテーションの提供に努める」方策として、どのような具体策を計画されているのでしょうか。

(13) バイパス手術を受ける方は、手術が困難で難しいという認識をしてしまいます。そして悲観的にな

指標	H27 年度実績	目標（各年度）
がん手術件数（件）	601	620
化学療法実患者数（人）	522	540
放射線治療件数（件）	4,034	4,000
新入院がん患者数（人）	1,688	1,730

(イ) 脳卒中・急性心筋梗塞 等
 内科と外科の連携のもと、高度かつ専門的な診療技術及び医療機器を用いた医療サービスを提供し、脳卒中・急性心筋梗塞に対応する。
 脳卒中患者に対する診療については、特に脳梗塞患者に対する t-PA（血栓溶解薬）の急性期静脈内投与やカテーテルを使用した血栓回収療法等を要する治療に積極的に対応する。
 また、「脳卒中ユニットカンファレンス」（神経内科と脳神経外科の連携による症例検討会）を活用し、診療の高度化を図る。
 さらに、地域の医療機関との病診連携を強化し、リハビリテーションの効果を高める。
 このほか、脳血管救急疾患への迅速な診断、治療をはじめ、頭部外傷、脳腫瘍や頸椎・腰椎変形疾患に対する治療を行う。
 急性心筋梗塞患者に対する診療については、緊急カテーテル治療に積極的に取り組むとともに、カテーテル治療の**困難事例**に対しては、迅速にバイパス手術を実施する体制を整える。

また、患者の身体的負担・QOL（生活の質）向上に配慮し、冠動脈バイパス術適応例には、オフポンプ手術での治療を推進する。

このほか、弁置換術、弁形成術、人工血管置換手術等を含め、患者の症状に的確に対応したチーム医療による心臓手術・治療を実施する。

さらに、県の循環器病対策推進計画に基づき、循環器病を発症した患者に対して、速やかに専門的な医療を、効果的かつ効率的に提供できるよう努める。

指標	R2 年度実績	目標（R8 年度）
t-PA+脳血管内手術件数（件） （血栓回収療法を含む。）	63	60

指標	R2 年度実績	目標（R8 年度）
心カテーテル治療（PCI）+胸部心臓血管手術件数（件） （冠動脈バイパス術、弁形成術、弁置換術、人工血管置換術、心腫瘍摘出術、心房中隔欠損症手術）	281	280

(ウ) 各診療科の高度化及び医療水準の向上
北勢医療圏の中核的な病院として、病院が有する医療人材や高度医療機器を効果的に活用し、各診療科における医療の高度化を図るとともに、県内最高水準の医療サービスの提供に努める。

また、鏡視下手術等における対象領域の拡大及び術者の育成に努める。

さらに、ロボット支援手術、膝関節軟骨移植術等、当院が実施している高度な医療を引き続き提供するとともに、センター化による部門の横断的な診療体制の継続に取り組むことにより、地域における医療水準の向上に寄与する。

指標	R2 年度実績	目標（R8 年度）
鏡視下手術件数（件）	794	850

イ 救急医療
救命救急センターの機能を十分に発揮し、

イ 救急医療
三次救急医療の役割を担い、ヘリポート併設の救命

るかもしれません。カテーテル治療の適応とならない、としてはいかがでしょうか。

(14)三重県の定める循環器病対策推進計画に基づき、専門的な医療を提供するためには、具体的にはどのような対応が必要でしょうか。計画の具体的な内容が確定していないようであれば、病院として予想できる範囲で記載することは可能でしょうか。

(15)県内という表現より「時代の最高水準」

また、患者のQOL（生活の質）の向上に配慮し、冠動脈バイパス術適応例には、オフポンプ手術での治療に努める。

このほか、弁置換術、弁形成術、人工血管置換手術等を含め、患者の症状に的確に対応したチーム医療による心臓手術・治療を実施する。

指標	H27 年度実績	目標（各年度）
t-PA+脳血管内手術件数（件） （血栓回収療法を含む。）	14	15

指標	H27 年度実績	目標（H33 年度）
心カテーテル治療（PCI）+胸部心臓血管手術件数（件） （冠動脈バイパス術、弁形成術、弁置換術、人工血管置換術、心腫瘍摘出術、心房中隔欠損症手術）	176	210

(ウ) 各診療科の高度化及び医療水準の向上
北勢保健医療圏の中核的な病院として、県内最高水準の医療サービスを提供するため、病院が有する医療人材や高度医療機器を効果的に活用し、各診療科における医療の高度化に努める。

また、各診療科のセンター化による横断的な診療体制の整備を図り、治療内容の一層の充実を図る。

さらに、膝関節軟骨移植術、腹腔鏡下広汎子宮全摘術等、当院が実施している高度な医療を引き続き提供し、地域における医療水準の向上に寄与する。

イ 救急医療
三次救急医療の役割を担い、ヘリポートを併設す

第三期中期目標

第三期中期計画（案）

評価委員からの意見・質問

【参考】第二期中期計画

365日24時間体制で重篤な患者に対応する三次救急医療体制のより一層の充実に取り組み、救急搬送患者について、引き続き高い応需率の維持に努めること。

また、ヘリポートを活用するなど、積極的に広域的な対応を行うこと。

救急センターとして、24時間365日体制で広域的に重篤な患者を受け入れられるよう必要な医師及び医療スタッフを配置するとともに、適切な病床管理を行い、引き続き高い応需率の維持と高度かつ専門的な救急医療の提供に努める。

指標	R2 年度実績	目標（各年度）
救急患者受入数（人） （内 救命救急センター 入院患者数）	9,617 (1,031)	13,200 (1,320)
救急搬送患者 応需率（%）	98.9	98.0

ウ 小児・周産期医療

小児・周産期医療の提供体制を確保するため、他の医療機関と連携及び機能分担を行うとともに、MFICU（母体・胎児集中治療室）、NICU（新生児集中治療室）等の適切な運用により、ハイリスク分娩や新生児救急医療に積極的に対応し、地域周産期母子医療センターとしての機能を十分発揮すること。

ウ 小児・周産期医療

地域周産期母子医療センターとして、地域の分娩取扱医療機関等との連携を図るとともに、MFICU（母体・胎児集中治療室）、NICU（新生児集中治療室）及びGCU（継続保育室）の一層の活用を進め、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児を積極的に受入れる。

また、小児医療においては、その特殊性、必要性を考慮し、県全体の小児医療提供体制の充実に寄与するとともに、地域の医療機関と連携を図りつつ役割分担を明確にし、内分泌、心疾患、神経疾患等の専門性の高い疾患に対する小児医療の提供に努める。

指標	R2 年度実績	目標（R8 年度）
NICU 利用患者数（人） 【新生児集中治療室】	1,950	1,970
MFICU 利用患者数（人） 【母体・胎児集中治療室】	1,552	1,640

エ 感染症医療

感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院として役割を果たすとともに、新たな感染症が発生した際には、県内の中核的な医療機関として、率先した対応を行うこと。

また、これまでの感染症対策の経験を活かし、他の医療機関に対して積極的に知識やノウハウの共有を行うこと。

エ 感染症医療

第二種感染症指定医療機関としての役割を果たすため、新たな感染症等の発生時には、受入病床の確保や検査体制の充実に努めるとともに、他の医療機関では対応が困難な妊婦などの受入体制を整備し、関係機関と連携して率先した対応を行う。新たな感染症等の発生に備え、迅速に対応できる体制の検討や感染症対応の手術室など、施設・設備の充実に努める。

また、エイズ治療拠点病院として、HIV感染症の

る救命救急センターとして、重篤な患者を24時間365日体制で広域的に受け入れられるよう適切な病床管理を行うとともに、必要な医師及び医療スタッフを配置し、高度かつ専門的な救急医療を提供する。

指標	H27 年度実績	目標（各年度）
救急患者受入数（人） （内 救命救急センター 入院患者数）	13,104 (1,248)	13,700 (1,370)
救急搬送患者 応需率（%）	87.5	90.0

ウ 小児・周産期医療

地域周産期母子医療センターとして、地域の分娩取扱医療機関等との連携を図るとともに、MFICU（母体・胎児集中治療室）、NICU（新生児集中治療室）及びGCU（継続保育室）の一層の活用を進め、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児の積極的な受入に努める。

指標	H27 年度実績	目標（H33 年度）
NICU 利用患者数（人） 【新生児集中治療室】	1,188	1,320
MFICU 利用患者数（人） 【母体・胎児集中治療室】	1,241	1,370

エ 感染症医療

第二種感染症指定医療機関として、新興・再興感染症の発生に備え、院内の「感染防止マニュアル」及びPPE（個人防護具）等の資器材の継続的な見直しを行うとともに、必要に応じて「診療継続計画」に沿った訓練を計画、実施する。

また、三重県感染対策支援ネットワークの運営に協力し、県内の医療機関における感染対策の取組への支援を行う。

治療を行うとともに、県内拠点病院との連携を図り、総合的、専門的な医療を提供する。
 さらに、三重県感染対策支援ネットワークの運営に協力し、これまでの感染症対策の経験に基づく知識や感染対策の方法等を他の医療機関と共有することにより、感染症対策の支援を行う。
 加えて、これまでの感染症対策の経験を活かし、院内の「感染防止マニュアル」及びPPE（个人防护具）等の資器材の継続的な見直しを行うとともに、**必要に応じて「診療継続計画」**に沿った訓練を計画、実施する。

(2) 医療安全対策の徹底
ヒヤリ・ハット事例や医療事故に関する情報収集・分析を行い、検証結果を職員に周知するなど、医療事故の未然防止や再発防止に徹底的に取り組むとともに、手術を行うにあたり、関係者間で情報共有を図る体制を整え、それぞれの症例に適切な術式で実施すること。
また、院内感染対策を確実に実施し、患者が安心して治療に専念できる環境を提供するとともに、地域の医療機関の感染対策への積極的な支援に努めること。

(3) 信頼される医療の提供
 診療にあたっては、患者との信頼関係の構築に努め、ニーズをふまえた最適な医療を提供すること。
 また、クリニカルパスの導入を推進するとともに、インフォームドコンセントの徹底やセカンドオピニオンの整備など体制の充実を図り、患者の視点に立って信頼される医療を推進すること。

(4) 患者・県民サービスの向上
 診察、検査、会計等にかかる待ち時間の改善、プライバシーの確保に配慮した院内環境の整備やプライバシー配慮に対する職員の意識改革、相談体制の充実など、患者や家族の視点に立って利用者の満足度の向上を図ること。
 また、患者や家族、県民から信頼を得られるよう、職員の意識を高め、接遇の向上に取り組むこと。

治療を行うとともに、県内拠点病院との連携を図り、総合的、専門的な医療を提供する。
 さらに、三重県感染対策支援ネットワークの運営に協力し、これまでの感染症対策の経験に基づく知識や感染対策の方法等を他の医療機関と共有することにより、感染症対策の支援を行う。
 加えて、これまでの感染症対策の経験を活かし、院内の「感染防止マニュアル」及びPPE（个人防护具）等の資器材の継続的な見直しを行うとともに、**必要に応じて「診療継続計画」**に沿った訓練を計画、実施する。

(2) 医療安全対策の徹底
ヒヤリ・ハットや有害事象に関する事例の情報収集・分析を行い、検証結果を職員に周知するなど、医療事故の未然防止や再発防止に徹底的に取り組む。
手術においては、各症例に適した術式で実施するため、多職種間での情報共有を図る体制を整える。
また、院内感染対策については、院内感染対策指針に基づき、感染対策チーム（ICT）などの運用により、院内感染を防止し、安心して治療に専念できる環境を患者に提供する。

(3) 信頼される医療の提供
 県民から信頼される病院を目指し、患者ニーズをふまえた最適かつ質の高い医療を提供するとともに、診療科目等の充実を努める。
 また、クリニカルパスを着実に運用することにより、治療に関する患者の不安の解消に努めるとともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化等を図る。
 さらに、検査及び治療の選択における患者の自己決定権を尊重し、インフォームドコンセントの徹底及びセカンドオピニオンへの的確な対応を行う。

指標	R2 年度実績	目標(各年度)
クリニカルパス利用率 (%)	43.4	40.0

(4) 患者・県民サービスの向上
 患者・県民サービスの向上を図るため、定期的に患者満足度調査を実施し、課題等を把握して対策を講じる。
 待ち時間短縮に向けた取組として、**オンライン資格確認等のサービス等の導入**を行い、患者のプライバシー確保については、患者の個人情報を適切に管理するとともに、当院が定める「個人情報の保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）」に沿って、プライバシ

(16)必要に応じての前に「定期的な訓練に加え」をいれてはどうでしょうか。

(17)クリニカルパス利用率は、同規模病院の平均値・中央値などと比べて、妥当なんでしょうか。（全国自治体病院協議会公表の参加病院の平均値等より低いようですが、基準などが異なるのでしょうか）

(18)オンライン資格確認等のサービスとは、具体的にどのようなものですか？

さらに、エイズ治療拠点病院として、HIV感染症の治療を行うとともに、県内拠点病院との連携を図り、総合的、専門的な医療を提供する。

(2) 医療安全対策の徹底
 病院におけるインシデント及びアクシデントに関する事例の収集・分析を行い、再発防止に向けた対策の検討結果を職員に周知する。
 また、医療安全対策マニュアルを活用し、院内で共有することにより、医療安全の管理を徹底し、安全かつ適切な医療を提供する。

(3) 信頼される医療の提供
 診療科目等の充実を図り、患者ニーズをふまえた最適かつ質の高い医療を提供し、県民から信頼される病院を目指す。
 また、治療に関する患者の不安を解消するため、治療内容とタイムスケジュールを明確に示すとともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化等を図るため、クリニカルパスを着実に運用する。
 さらに、検査及び治療の選択における患者の自己決定権を尊重し、インフォームドコンセントの徹底及びセカンドオピニオンへの的確な対応を行う。

指標	H27 年度実績	目標(各年度)
クリニカルパス利用率 (%)	38.3	39.0

(4) 患者・県民サービスの向上
 患者や家族の利便性や満足度の向上を図るため、定期的に患者満足度調査を実施し、課題等を把握して対策を講じる。
 待ち時間の短縮については、医療体制の充実や業務の効率化に向けた継続的な改善に努めるとともに、診療予約制度の効率的な運用を図る。
 また、患者のプライバシーの確保については、がん登録制度等の医療データの提供制度に的確に対応しつつ、個人情報の保護対策等と院内環境の整備に

2 非常時における医療救護等
 大規模災害の発生等の非常時には、県全体の医療提供体制を確保するため、県民に対するセーフティネットの役割を的確に果たすとともに、県外における大規模災害発生時にも医療救護等の協力を行うこと。

(1) 大規模災害発生時の対応
南海トラフ地震など大規模災害発生時には、三重県地域防災計画等に基づき、医療救護活動の拠点としての機能を担うとともに、災害派遣医療支援チーム（DMAT）の県内外への派遣など、医療救護活動に取り組むこと。
 また、基幹災害拠点病院として、DMATなどの要員の育成や災害医療訓練を行うなど、大規模災害発生時に備えた機能の充実を図ること。

(2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応
 新たな感染症が発生した場合には、新型コロナウイルス感染症流行時の経験もふまえ、知事の要請に応じて、関係機関と連携・協力しながら医療提供体制の確保を図ること。

一配慮について職員への啓発等による意識改革に努める。
 また、相談支援については、退院相談、医療費・医療扶助等の相談のほか、引き続き医療・健康に関する情報の提供を行うなど患者相談窓口の充実を図るとともに、接遇研修の実施などにより職員の意識向上に努め、利用者の満足度の向上を図る。

指標	R2 年度実績	目標（各年度）
患者満足度		
入院患者（%）	97.3	94.0
外来患者（%）	93.8	92.0

2 非常時における医療救護等
 大規模災害発生等の非常時には、県内の医療提供体制を確保するため、災害医療の中核的な病院として活動する。
また、県外での大規模災害発生時においては災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し災害医療に取り組む。

(1) 大規模災害発生時の対応
南海トラフ地震など大規模災害発生時には、県、国の要請に応じて、災害拠点病院として被災患者の受入れや広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）業務を行うとともに、DMAT 参集拠点病院となり、県内外へのDMAT の派遣、被災者広域搬送など救護活動を行う。
また、基幹災害拠点病院として、近隣病院や地域の医師会等の関係機関と連携した災害医療訓練等を実施するとともに、他の災害拠点病院等と連携・協力して取り組む体制整備を図る。
さらに、大規模災害の発生に備え、非常用電源設備などの充実を図る。

指標	R2 年度実績	目標（各年度）
DMAT（災害派遣医療チーム）隊員数（人）	23	23

(2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応
 新たな感染症が発生した場合には、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を活かし、知事の要請に応じて、県及び市町並びに地域医師会と連携し、医療提供体制を確保する。

(19)この部分は災害発生のない平常時の活動ではないでしょうか。「大規模災害発生時には、----中核的な病院として活動する。」に続けて、「そのため、基幹災害拠点病院として、-----」とした方がまとまりがよいのではないのでしょうか。

努める。
 さらに、相談支援については、退院相談、医療費・医療扶助等の相談のほか、医療・健康に関する情報の提供を行い、充実を図る。
 また、院内の接遇向上委員会を活用し、研修等を開催する。

指標	H27 年度実績	目標（各年度）
患者満足度		
入院患者（%）	85.7	87.0
外来患者（%）	81.4	84.0

2 非常時における医療救護等
 大規模災害発生等の非常時には、県内の医療提供体制を確保するため、災害医療の中核的な病院として活動するとともに、県外での大規模災害発生時においてもDMAT（災害派遣医療チーム）の派遣等、医療救護等の協力を行う。

(1) 大規模災害発生時の対応
 大規模災害発生時には、災害拠点病院として、県、国の要請に応じて、被災患者の受入れやSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）業務を行うとともに、DMAT（災害派遣医療チーム）参集拠点病院となり、県内外へのDMAT の派遣、被災者広域搬送など救護活動を行う。
 また、基幹災害拠点病院として、近隣病院や地域の医師会等の関係機関と連携した災害医療訓練等を実施するとともに、他の災害拠点病院等と連携・協力して取り組む体制整備を図る。

指標	H27 年度実績	目標（各年度）
DMAT（災害派遣医療チーム）隊員数（人）	21	21

(2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応
 新型インフルエンザ等の新たな感染症が発生した場合には、知事の要請に応じて、県及び四日市市並びに地域医師会と連携しながら、患者を受け入れるなど、迅速、的確に対応する。

3 医療に関する地域への貢献

地域医療を支える他の医療機関と密接に連携し、支援することにより、地域の医療機関からも信頼される病院となること。

(1) 地域の医療機関等との連携強化

県民に適切な医療を提供できる体制の構築に資するため、病院・病床機能の分化・連携を念頭に、地域連携クリニカルパスの活用、高度医療機器や病床の共同利用を行うなど、地域の医療機関との連携・協力体制を一層強化すること。

また、退院患者の在宅医療への移行にあたっては、患者が安心して生活できるよう、地域の医療機関との診療の連続性への配慮だけでなく、地域の介護・福祉サービスとの連携による支援にも配慮し、医療・介護・福祉が切れ目なく提供されるよう努めること。

(2) 医療機関への医師派遣

医師の確保・定着を図りつつ、医師不足の深刻な公的病院等に対して医師を派遣するなど、地域の医療提供体制の確保に貢献すること。

4 医療従事者の確保・定着及び資質の向上

医師等の医療従事者について、優れたスタッフの確保・定着を図るため、教育及び研修の充

3 医療に関する地域への貢献

地域の医療機関等との連携を強化するとともに、医師の派遣等の支援を行い、地域の医療水準の向上及び医療体制の整備に貢献する。

また、四日市公害患者に対する治療は、引き続き的確に対応する。

(1) 地域の医療機関等との連携強化

地域医療支援病院として、他の医療機関との連携及び病床機能の分化をふまえ、紹介患者の積極的な受入れ及び逆紹介による入退院支援・調整を行うとともに、地域連携クリニカルパスの活用、高度医療機器の共同利用やセミオープンベッドの運用等に取り組む。

また、入退院患者に必要とするサービスが提供されるよう、地域の医療・介護・福祉サービス事業者と連携して、患者・家族の支援を行う。

指 標	R2 年度実績	目標 (R8 年度)
紹介患者数 (人)	8,782	9,500

指 標	R2 年度実績	目標 (R8 年度)
紹介率 (%)	75.1	75.0
逆紹介率 (%)	94.4	84.0

指 標	R2 年度実績	目標 (HR8 年度)
病診連携検査数 (件)	1,994	2,300

(2) 医療機関への医師派遣

他の医療機関への麻酔科医等の派遣など、地域の医療提供体制の確保に貢献するとともに、臨床研修医の育成に努め、医師の確保を図る。

また、三重県へき地医療支援機構等の要請に応じて代診医等の派遣に協力する。

4 医療従事者の確保・定着及び資質の向上

医療従事者として成長できる魅力的な病院となるよう関係機関と連携して教育及び研修の充実を図るとと

3 医療に関する地域への貢献

地域の医療機関等との連携を強化するとともに、医師の派遣等の支援を行い、地域の医療水準の向上及び医療体制の整備に貢献する。

また、四日市公害患者に対する治療は、引き続き的確に対応する。

(1) 地域の医療機関等との連携強化

地域医療支援病院として、他の医療機関との連携及び病床機能の分化をふまえ、紹介患者の積極的な受入れ及び逆紹介による退院調整を行うとともに、地域連携クリニカルパスの一層の活用に取り組む。

また、退院患者が安心して生活できるよう、在宅医療への支援等、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の医療機関等との連携に取り組む。

さらに、医療機関を対象とした学術講演会や症例検討会等を定期的に開催し、地域医療水準の向上に寄与する。

指 標	H27 年度実績	目標 (H33 年度)
紹介患者数 (人)	9,173	9,500

指 標	H27 年度実績	目標 (各年度)
紹介率 (%)	65.5	65.0
逆紹介率 (%)	72.6	70.0

指 標	H27 年度実績	目標 (H33 年度)
病診連携検査数 (件)	2,204	2,300

指 標	H27 年度実績	目標 (各年度)
医療機関を対象とした研究会・講演会等の実施回数 (回)	18	15

(2) 医療機関への医師派遣

地域の医療提供体制の確保に貢献するため、臨床研修医の育成に努め、医師の確保を図るとともに、三重県へき地医療支援機構等の要請に応じて代診医等の派遣に協力する。

4 医療従事者の確保・定着及び資質の向上

医療従事者の向上心に応える魅力的な病院となるよう関係機関と連携して教育及び研修の充実を図る

第三期中期目標

第三期中期計画（案）

評価委員からの意見・質問

【参考】第二期中期計画

実等に取り組み、医療従事者にとって魅力ある病院となるよう努めること。また、院内のみならず県内の医療水準の向上が図られるよう、医療従事者の資質向上のための取組を行うこと。

(1) 医療人材の確保・定着

資質の高い人材の確保・定着を図るため、関係機関との連携や研修等の充実に努めるとともに、優秀な研修・実習指導者の育成等に取り組むこと。特に臨床研修医については、積極的に受け入れるとともに、関係機関と連携し、専門医制度に基づいた研修を行うこと。また、働き方改革に対応し、意欲・能力を十分に発揮できる働きやすい環境づくりを行い、法人職員や医療職をめざす者にとって魅力ある病院となるよう努めること。

もに、県内の医療水準の向上に向けた医療人材の育成に努める。

(1) 医療人材の確保・定着

院内における指導・研修環境をより一層充実させるため、効果的な研修プログラムを策定・実施するなど、研修機関としての機能の充実に取り組み、県内の医療人材の育成・定着を図る。

医師については、三重大学等と連携し、診療能力の向上及び診療技術の習得に対してきめ細かな支援体制を整え、研修プログラムの内容の充実を図り、臨床研修医等を積極的に受け入れ、育成する。

また、後期臨床研修施設としての魅力を向上させるため、専門医制度に基づいた研修環境を整備し、優れた指導医のもとで豊富な症例を経験できる体制を整える。

指標	R2 年度実績	目標（各年度）
初期及び後期研修医数（人）	43	32

看護師については、看護キャリアラダーの効果的運用や、専門性の高い看護職員を中心としたチーム活動を推進することによりキャリアアップを目指し、人材育成につなげる。

また、看護師養成校・大学等との連携を深めることにより志望者の増加を図り、優秀な人材を計画的に確保することに努める。

職員の定着を図るため、働き方改革を実現する育児休業制度や介護休暇等各種制度利用の推進に取り組み、家庭と仕事の両立ができ、働き続けられる職場作りに努める。

指 標	R2 年度実績	目標（各年度）
看護師定着率（%）	93.7	92.0

医療技術職員については、職員一人ひとりの能力や経験等をふまえ、学会等が実施する研修等を活用し、専門的な知識及び技術の向上を図ることにより確保・定着に努める。

(20) 「習得」、「修得」どちらが適切でしょうか。

とともに、県内の医療水準の向上に向けた医療人材の育成に努める。

(1) 医療人材の確保・定着

院内における指導・研修環境をより充実させるため、研修施設の整備等を検討するとともに、効果的な研修プログラムを策定・実施するなど、研修機関としての機能の充実に取り組み、県内の医療人材の育成・定着を図る。

医師については、三重大学等と連携し、診療能力の向上及び診療技術の習得に関する指導・研修体制を整備し、研修プログラムの内容の充実を図ることにより、臨床研修医等を積極的に受け入れ、育成する。

また、新専門医制度の運用においては、三重大学医学部附属病院の連携施設として、優れた指導医のもとで豊富な症例を経験できる体制を整え、後期臨床研修施設としての魅力を向上させる。

指 標	H27 年度実績	目標（各年度）
初期及び後期研修医数（人）	32	27

看護師については、新人看護師の卒後臨床研修システム、看護キャリアラダーを効果的に活用した研修企画・運営を行う。

また、専門知識・技術の向上を図るため、専門・認定看護師等のスペシャリストが、院内外で教育的・指導的な立場で活動できるよう環境整備に努める。

指 標	H27 年度実績	目標（各年度）
看護師定着率（%）	92.5	92.0

医療技術職員については、各々の職員の能力や経験等をふまえ、学会等が実施する研修等を活用し、専門的な知識及び技術の向上を図ることにより確保・定着に努める。

第三期中期目標

第三期中期計画（案）

評価委員からの意見・質問

【参考】第二期中期計画

(2) 資格の取得への支援
 病院機能に応じて必要となる専門医、認定看護師などの資格取得に向けた支援を行うこと。

(3) 医療従事者の育成への貢献
 医学生、看護学生の実習を積極的に受け入れるなど、県内の医療従事者の育成に貢献すること。また、県内の教育機関や医療機関等の求めに応じて講師を派遣するなど、医療従事者の育成・教育に係る要請に積極的に協力すること。

5 医療に関する調査及び研究
 提供する医療の質の向上や県内の医療水準の向上、新たな医療技術への貢献のため、調査及び研究に取り組むこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 医療サービスの一層の向上と経営基盤の強化を図るため、業務運営の改善及び効率化を推進すること。

(2) 資格の取得への支援
 専門医・認定医、認定看護師等、病院機能の向上に必要な資格取得を支援するため、院内の指導・研修体制のより一層の充実を図るとともに、資格を取得しやすい職場環境を創出する。
特に、病院機能や看護の質の向上のため、タスクシフトに繋がる特定行為研修受講を支援する。

指 標	R2 年度実績	目標（各年度）
特定行為研修修了者数（人）	0	1

(3) 医療従事者の育成への貢献
 県内医療従事者の育成を図るため、医学生、看護学生等の実習の受入体制を整備するとともに、臨地実習指導者等の養成に努め、積極的に実習生を受入れる。
 また、県内の教育機関や医療機関・福祉施設等から、医療従事者の育成・教育を目的とした研修会等への講師派遣の要請には積極的に対応する。
特に看護師においては、専門性の高い専門・認定看護師等を積極的に派遣し、県内医療従事者の育成に努める。

指 標	R2 年度実績	目標（各年度）
臨床研修指導医養成講習参加者数（人）	3	2
看護実習指導者養成数（研修修了者）（人）	0	2

5 医療に関する調査及び研究
 各部門において、臨床研究に積極的に取り組むとともに、研究の成果については、各種学会等での発表や専門誌への論文掲載を進める。
 また、新たな医療技術への貢献のため、積極的に治験を受託する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 医療環境の変化に対応した自律的かつ柔軟な運営体制を維持するとともに、病院・病床機能に応じた弾力的かつ効率的な業務の運営を行う。

(21)目標値は各年度1人が妥当なのでしょうか

(22)これまであまり治験を実施されてこなかった理由と、これから積極的に進める・進められるようになった理由を教えてください。

(2) 資格の取得への支援
 専門医・認定医、認定看護師等、病院の機能の向上に必要な資格取得を支援するため、院内の指導・研修体制の一層の充実を図るとともに、資格を取得しやすい職場環境を創出する。

指 標	H27 年度実績	目標（H33 年度）
認定看護師数（人）	11 分野 15 人	15 分野 21 人

(3) 医療従事者の育成への貢献
 県内医療従事者の育成を図るため、医学生、看護学生等の実習の受入体制を整備するとともに、指導者の養成に努め、積極的な実習生を受入れを進める。
 また、県内の教育機関、医療機関等から、医療従事者の育成・教育を目的とした研修会等への講師派遣の要請時には、積極的に対応する。
 さらには、海外の学会への参加や海外からの研修生の受入れ等を通して、国際的な視野をもった医療従事者の育成を図る。

指 標	H27 年度実績	目標（各年度）
臨床研修指導医養成講習参加者数（人）	1	1
看護実習指導者養成数（人）	3	2

5 医療に関する調査及び研究
 各部門において、臨床事例等に基づく調査研究に積極的に取り組むとともに、調査研究の成果については、各種学会等での発表や専門誌への論文掲載を進める。
 また、高度・特殊医療の実績等、医療に関する研究に有用な情報を公表する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 医療環境の変化に対応した自律的かつ柔軟な運営体制を維持するとともに、病院・病床機能に応じた弾力的かつ効率的な業務の運営を行う。

1 適切な運営体制

医療環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、必要に応じて運営体制の見直しを図ること。

2 効果的・効率的な業務運営の実現

医療環境の変化に応じて、病床規模の適正化を図り、また、職員の配置や予算執行を弾力的に行うなど、効果的・効率的な業務運営を行うこと。

また、ICTなどのデジタル技術の積極的な導入を検討し、地域の医療機関等との情報連携の強化や医療の質の向上などを図ること。

3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成

全ての職員が病院の基本理念を共有し、継続して業務改善に取り組む組織文化を醸成すること。

4 勤務環境の向上

働き方改革に応じて、時間外労働の短縮や、タスクシフティングの推進、多様な勤務形態の導入等について検討するとともに、また、ワークライフバランスの推進や職場の安全確保に取り組むなど、職員が働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう勤務環境の改善を行い、職員満足度の向上を図ること。

5 人材の確保・育成を支える仕組みの整備

人材の確保・育成を支える仕組みを整備し、組織力の向上に向けて、職員一人ひとりが、その意欲と能力を最大限発揮できる環境づくりを行うこと。

1 適切な運営体制の構築

理事長のリーダーシップのもと、バランス・スコア・カード（BSC）を用いて、全職員がビジョンとミッションを共有するとともに、PDCAサイクルによる効果的かつ効率的な組織マネジメントを行うことにより、各部門が専門性を発揮しながら、チーム医療による医療サービスを提供できるよう運営体制の改善を図る。

2 効果的・効率的な業務運営の実現

高度急性期、急性期医療を担う医療機関として、7対1看護基準体制を維持するとともに、紹介患者及び救急患者の受入れの増加に努める。

また、医療環境の変化や患者動向に対応して、稼働病床数の見直し及び病棟の再編を行うなど、効率的な病床の配置及び管理に取り組む。

さらに、必要となる職員の確保及び柔軟な配置、弾力的な予算執行に努める。

加えて、ICTなどのデジタル技術の活用等により、地域の医療機関等との情報共有や医療の質の向上などを行う。

3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成

全職員が、病院の基本理念及び基本方針を共有し、医療の質の向上及び経営基盤の強化に向けた業務改善に取り組めるよう診療・経営データや法人情報等を適時かつ的確に職員に周知し、経営参画意識を高める。

また、TQM活動等により継続的な改善活動に取り組む。

4 勤務環境の向上

働き方改革の実現に向けて、時間外労働の短縮や、タスクシフティングの推進等に取り組む。

また、職員満足度調査を定期的実施し、職員の意見、要望、全国比較により当院の状態等を把握し、勤務環境の改善を行う。

指標	R2 年度実績	目標（各年度）
職員満足度（点）	—	3.3

5 人材の確保・育成を支える仕組みの整備

院内研修や職場内研修（OJT）を随時実施するとともに、外部研修への参加を促進し、職員の意欲向上及び人材育成に努める。

また、適切な人事管理をめざし、対話を重視した人事評価制度を運用するとともに、必要に応じて制度の改善を図る。

1 適切な運営体制の構築

理事長のリーダーシップのもと、バランス・スコア・カード（BSC）を用いて、全職員がビジョンとミッションを共有するとともに、PDCAサイクルによる効果的かつ効率的な組織マネジメントを行うことにより、各部門が専門性を発揮しながら、チーム医療による医療サービスを提供できるよう運営体制の改善を図る。

2 効果的・効率的な業務運営の実現

高度急性期、急性期病棟の体制の維持を念頭に、7対1看護基準体制を推進するとともに、紹介患者及び救急患者の受入れの増加を図る。

また、医療環境の変化や患者動向に対応して、稼働病床数の見直し及び病棟の再編を行うなど、効率的な病床の配置及び管理に取り組む。

さらに、必要となる職員の確保及び柔軟な配置、弾力的な予算の執行など効果的・効率的な業務推進体制の整備に努める。

3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成

全職員が、病院の基本理念及び基本方針を共有し、医療の質の向上及び経営基盤の強化に向けた業務改善に取り組めるよう診療・経営データや法人情報等を適時かつ的確に職員に周知し、経営参画意識を高める。

また、TQM活動等の継続的な改善活動を推進するための必要な支援を行う。

4 就労環境の向上

職員が意欲と能力を十分発揮しながら、健康かつ安心して働ける職場環境の整備を促進する「働き方改革」やワークライフバランスの実現に向け、職員満足度調査を定期的実施し、職員の意見、要望をよりの確に把握して、就労環境の向上に生かす。

指標	H27 年度実績	目標（各年度）
職員満足度（%）	68.1	70.0

5 人材の確保・育成を支える仕組みの整備

職員の採用時をはじめ、各種院内研修を随時実施するほか、OJT（職場内研修）の取組を推進し、職員の意欲向上及び人材育成に努める。

また、適切な人事管理を目指し、対話を重視した人事評価制度を運用するとともに、必要に応じて制度の改善を図る。

6 事務部門の専門性の向上と効率化

病院経営や医療事務に精通した職員を確保・育成することにより、事務部門の専門性の向上を図ること。また、業務の継続的な見直しを行い、事務部門の効率化を図ること。

7 収入の確保と費用の節減

病床利用率の向上に向けた取組、診療報酬制度への適正な対応、診療報酬の請求漏れや返戻の防止、未収金対策の徹底などにより、収入の確保を図るとともに、SPDシステム導入の成果について引き続き検証しつつ、薬品や診療材料の在庫管理の徹底などにより、費用の削減に取り組むこと。

8 積極的な情報発信

県民の医療に関する意識の向上を図るとともに、運営の透明性を確保するため、法人の取組や運営状況などを積極的に情報発信すること。

6 事務部門の専門性の向上と効率化

職員の専門性の向上を図るため、財務会計や業務運営、診療報酬制度等に関する研修を実施するとともに、病院経営や医療事務等に精通した職員の計画的な確保、育成に努める。
また、継続的な業務改善を行い、効率的な事務運営を図る。

7 収入の確保と費用の節減

収入の確保については、高度かつ専門的な医療を提供するとともに、地域の医療機関等との連携強化を図り、紹介患者及び救急患者の受入れの増加につなげることに、病床稼働率を向上し、安定的な収入確保に努める。
また、診療報酬の査定率の減少及び診療報酬改定等診療報酬制度への適正な対応を図るとともに、未収金の発生防止並びに回収対策の強化等に取り組む。
費用の節減については、SPDシステム導入の成果について引き続き検証しつつ、薬品や診療材料の在庫管理の徹底、診療材料等の共同購入、コンサルタントの活用による材料費の節減、空調設備及びボイラー等の高効率熱源設備等の導入等により、経常経費の節減を図る。

指標	R2 年度実績	目標 (R8 年度)
病床稼働率 (%)	72.2	89.2

8 積極的な情報発信

患者や地域との信頼関係を構築するため、広報誌の定期的な発行やホームページへの情報掲示、マスコミ等への情報提供等、多様な広報手段を活用し、病院の診療及び経営状況に係る情報や地域医療の推進に係る取組を発信する。
また、県民を対象にした一般健康講座や講演会等を開催し、疾病や健康等に関する専門的な保健医療情報をわかりやすく発信・提供することにより、県民の医療に関する意識の向上を図る。

指標	R2 年度実績	目標 (R8 年度)
ホームページ閲覧数 (件)	235,706	245,000

(23)内訳表記をやめたのはなぜでしょうか。

6 事務部門の専門性の向上と効率化

病院の管理運営を担う事務部門の専門性を高めるとともに、経営部門を強化するため、病院経営に精通した職員の計画的な確保に努める。
また、財務会計や業務運営、診療報酬制度等に関する研修を実施し、病院経営や医療事務に精通した職員の育成を図る。
このほか、継続的な業務改善を行い、効率的な事務運営を図る。

7 収入の確保と費用の節減

高度かつ専門的な医療を提供するとともに、地域の医療機関等との連携強化を図り、紹介患者及び救急患者の受入れの増加につなげることに、病床稼働率を向上し、安定的な収入を確保する。
また、診療報酬の査定率の減少及び診療報酬改定時の的確な対応、未収金発生抑止策の強化等に取り組む。
一方、費用の削減については、医薬品及び診療材料の調達に係る費用の節減及び在庫管理の徹底に努め、材料費の節減を図る。
また、職員のコスト意識、省エネ意識の向上や業務の見直しによる費用削減の取組を推進し、経常経費の節減を図る。

指標	H27 年度実績	目標 (H33 年度)
病床稼働率		
実働病床数ベース (%)	82.9	88.3
許可病床数ベース (%)	69.1	73.6

8 積極的な情報発信

広報誌の定期的な発行やホームページへの情報掲示、マスコミ等への情報提供等、多様な広報手段を活用し、病院の診療及び経営状況に係る情報や地域医療の推進に係る取組を発信する。
また、県民を対象にした一般健康講座や講演会等を開催し、病院が有する疾病や健康等に関する専門的な保健医療情報をわかりやすく発信・提供することにより、地域における医療知識の普及に努める。

指標	H27 年度実績	目標 (各年度)
ホームページアクセス数 (件)	226,175	230,000

<p>第4 財務内容の改善に関する事項 医療環境の変化に対応して、良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供できるよう人件費比率、材料費比率等の適正化により、経営の安定化に努め、<u>経常収支の均衡を図ること</u>。 なお、政策医療の提供に必要な経費については、地方独立行政法人法に基づき、引き続き県が負担する。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項 良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供するとともに、「<u>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</u>」で定めた計画を<u>確実に実施することにより、経常収支比率は100%以上、医業収支比率は87%以上を目指す。</u> ただし、地方独立行政法人法に基づき、政策医療の提供に必要な経費については、引き続き県から負担を受ける。</p> <p>1 予算（令和4年度～8年度） （表 略）</p> <p>2 収支計画（令和4年度～8年度） （表 略）</p> <p>3 資金計画（令和4年度～8年度） （表 略）</p> <p>第5 短期借入金の限度額 1 限度額 20億円</p> <p>2 想定される短期借入金の発生理由 賞与の支給、運営負担金の受入遅延等による一時的な資金不足への対応</p> <p>第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p> <p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第8 剰余金の使途 決算において剰余金が生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実にあてる。</p> <p>第9 料金に関する事項 1 使用料及び手数料 <u>病院を利用する者からは、使用料及び手数料として次に掲げる額を徴収する。</u></p> <p>（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2</p>	<p>(24)医業収支比率の87%以上という数値は、どういうことを示す数値ですか。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項 良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供するとともに、業務運営の改善、効率化を図り、人件費比率、材料費比率の適正化に努め、経常収支比率100%以上の達成を目指す。 ただし、地方独立行政法人法に基づき、政策医療の提供に必要な経費については、引き続き県から負担を受ける。</p> <p>1 予算（平成29年度～33年度） （表 略）</p> <p>2 収支計画（平成29年度～33年度） （表 略）</p> <p>3 資金計画（平成29年度～33年度） （表 略）</p> <p>第5 短期借入金の限度額 1 限度額 20億円</p> <p>2 想定される短期借入金の発生理由 賞与の支給、運営負担金の受入遅延等による一時的な資金不足への対応</p> <p>第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p> <p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第8 剰余金の使途 決算において剰余金が生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実にあてる。</p> <p>第9 料金に関する事項 1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。</p> <p>（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2</p>
---	---	--	--

<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 県等が進める保健医療行政の取組に対し、積極的に協力すること。</p> <p>2 医療機器・施設の整備・修繕 医療機器や施設の整備については、費用対効果、地域の医療需要を十分に考慮するとともに、地域の医療機能の分化・連携を見据えて計画的に実施するよう努めること。 また、修繕については、既存の医療機器や施設の長期的な有効活用に加え、<u>大規模災害や公衆衛生上重大な危機が発生した際にも、医療サービス提供を継続できる医療機関として、適切な施設管理に努めること。</u></p> <p>3 コンプライアンス(法令・社会規範の遵守)の徹底 県民に信頼され、県内の他の医療機関の模範となるよう、法令や社会規範を遵守すること。</p>	<p>項、第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 71 条第 1 項、第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法並びにその他法令等により定められた算定方法に基づき算定した額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定に基づき消費税が課されるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。))。ただし、診療契約によるものについては、その契約額。</p> <p>(2) 以下の表の区分欄に掲げるものにあつては、同表の金額欄に定める額 (別表参照)</p> <p>(3) 上記(1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額。</p> <p>2 使用料及び手数料の減免 理事長は、特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第 10 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 北勢医療圏における中核的病院として、<u>三重県医療計画</u>との整合を図りながら、地域の医療機関等との連携・協力体制を強化し、保健医療行政の取組に対し積極的に協力する。</p> <p>2 医療機器・施設の整備・修繕 医療機器の整備・修繕については、費用対効果及び<u>地域の医療機能の分化・連携を見据えて、計画的に実施する。</u> <u>また、施設の整備・修繕については、既存施設の長期的な有効活用及び費用の平準化を図るため、計画的に実施するとともに、大規模災害や公衆衛生上重大な危機の発生に備え、適切な施設管理に努める。</u> <u>さらに、大規模災害の発生に備え、非常用電源設備などの充実を図る。</u></p> <p>3 コンプライアンス(法令・社会規範の遵守)の徹底 県民に信頼され、県内の他の医療機関の模範となるよう、医療法をはじめとする関係法令及び社会規範を遵守する。</p>	<p>項、第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 71 条第 1 項、第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法並びにその他法令等により定められた算定方法に基づき算定した額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定に基づき消費税が課されるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。))。ただし、診療契約によるものについては、その契約額。</p> <p>(2) 以下の表の区分欄に掲げるものにあつては、同表の金額欄に定める額 (表 略)</p> <p>(3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額</p> <p>2 減免 理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>第 10 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 北勢保健医療圏における中核的病院として、地域医療構想との整合を図りながら、地域の医療機関等との連携・協力体制を強化し、保健医療行政の取組に対し積極的に協力する。</p> <p>2 医療機器・施設の整備・修繕 医療機器の導入・更新及び施設の整備については、費用対効果、地域の医療需要を考慮したうえで、高度医療を提供する急性期病院としての機能の充実を図りつつ、中・長期的な視点に立ち計画的に実施する。 併せて、医療機器及び施設の維持管理、修繕を適正に実施し、長期的な活用に努める。</p> <p>3 コンプライアンス(法令・社会規範の遵守)の徹底 県民や他の医療機関に信頼され、公的使命を適切に果たすよう、医療法をはじめとする関係法令を遵守して、健全な病院運営に努める。</p>	<p>項、第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 71 条第 1 項、第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法並びにその他法令等により定められた算定方法に基づき算定した額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定に基づき消費税が課されるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。))。ただし、診療契約によるものについては、その契約額。</p> <p>(2) 以下の表の区分欄に掲げるものにあつては、同表の金額欄に定める額 (表 略)</p> <p>(3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額</p> <p>2 減免 理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>第 10 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 北勢保健医療圏における中核的病院として、地域医療構想との整合を図りながら、地域の医療機関等との連携・協力体制を強化し、保健医療行政の取組に対し積極的に協力する。</p> <p>2 医療機器・施設の整備・修繕 医療機器の導入・更新及び施設の整備については、費用対効果、地域の医療需要を考慮したうえで、高度医療を提供する急性期病院としての機能の充実を図りつつ、中・長期的な視点に立ち計画的に実施する。 併せて、医療機器及び施設の維持管理、修繕を適正に実施し、長期的な活用に努める。</p> <p>3 コンプライアンス(法令・社会規範の遵守)の徹底 県民や他の医療機関に信頼され、公的使命を適切に果たすよう、医療法をはじめとする関係法令を遵守して、健全な病院運営に努める。</p>
--	---	--	--

また、コンプライアンス遵守のための院内教育や研修等を積極的に行い、関係学会の示すガイドラインや診療報酬制度等を正しく理解することにより、医療倫理を堅持すること。

また、コンプライアンスの徹底のための院内研修等を積極的に行い、関係学会の示すガイドラインや診療報酬制度等を正しく理解し、医療倫理の堅持に努める。

さらに、リスクの把握や分析を行い、内部監査等を実施することにより、適正な業務執行に努める。

4 業務運営並びに財務及び会計に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院設備、医療機器等の設備	6,566 百万円	設立団体からの 長期借入金等

(2) 積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

(3) その他法人の業務運営に関し必要な事項
なし

(25)内部監査等を実施する旨の記載がありますが、内部監査の具体的な方法は定まっているのでしょうか？

(26)「目指す」「図る」「努める」という表現は、少し消極的で、具体性に欠ける様に思います。明確に「・・・する」という表現ではいかがでしょうか。

4 業務運営並びに財務及び会計に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院設備、医療機器等の設備	2,500 百万円	設立団体からの 長期借入金等

(2) 積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

(3) その他法人の業務運営に関し必要な事項
なし